

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育、啓発など、地方消費者行政の充実・強化を図らなければならない。しかしながら、国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和 7 年度末には多くの地方自治体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、消費者教育、啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念される。

また、被害の防止、救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているものの、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方自治体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛て（各通）
消費者及び食品安全担当大臣
衆 参 両 院 議 長

水戸市議会議長 松 本 勝 久